## SDK ダウンロード許諾契約書

# 第1条(定義)

- 1.「オリンパス」とは、オリンパス株式会社のことを指します。
- 2.「ライセンシー」とは、本ダウンロード許諾契約書(以下「本契約」といいます)を確認し、オリンパスの定める申請方法に基づき、本契約に合意する者のことを指します。
- 3.「本件ソフトウェア」とは、本契約に基づきライセンシーがダウンロードする、提供物パッケージ(OLYMPUS AIR A01 用の API ライブラリ、サンプルアプリケーション、ドキュメント)を指します。尚、ダウンロード対象となる本件ソフトウェアは、随時オリンパスにより改変・アップデートされます。
- 4.「アプリケーション」とは、OLYMPUS AIR A01 用に、本件ソフトウェアを使用してライセンシーが開発するアプリケーションプログラムのことを指します。

#### 第2条(本契約の目的と成立)

本契約は、ライセンシーに対する、本契約に基づく本件ソフトウェアの使用の許諾に関する条件を定めるものです。本件ソフトウェアをダウンロードする前に、本契約を熟読のうえ、ダウンロードサイトに定める条件にしたがって同意する意思表示をしていただくことにより、本契約に同意したものとみなします。万が一、本契約の条件にご同意頂けない場合には、本件ソフトウェアのダウンロードはお控え下さいますようお願い致します。

#### 第3条(使用権)

- 1. オリンパスは、本契約に定める条件に基づき、ライセンシーが(1)本件ソフトウェアを使用すること、(2) アプリケーションを開発する目的に限り、本件ソフトウェアを複製・改変すること、及び(3)本件ソフトウェアを改変・組み込んだアプリケーションを、第三者に使用許諾・頒布(但し、頒布する場合には改変した本件ソフトウェアであることを示した上で頒布するとともに、本件ソフトウェア(本件ソフトウェアに含まれるサンプルアプリやアイコン、ロゴ等を含みますがこれらに限られません)は、オリンパスによる改変でないことが明確になるよう、その名称又は表示を変更した上で頒布するものとします)することにつき、ライセンシーに非独占的且つ譲渡不可能な権利を許諾します。尚、本契約は他のソフトウェアについての権利を許諾するものではありません。
- 2. 本件ソフトウェアには、第三者が定める本契約記載以外のライセンス条件(以下「第三者ライセンス条件」といいます)に基づき、ライセンシーに使用許諾される部分が含まれます。このため、ライセンシーは、本件ソフトウェアダウンロード時に閲覧可能となる第三者ライセンス条件を確認し、これに基づき使用許諾される部分に関しては、当該第三者ライセンス条件が優先し適用されることに合意します。

## 第4条(権利の制限)

- 1. ライセンシーは、オリンパスの事前の承諾がある場合を除き、本件ソフトウェアの頒布を行ってはならないものとします。
- 2. ライセンシーは、本件ソフトウェアに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等を行ってはならないものとします。但し、アプリケーション開発の目的に限り、本件ソフトウェアのソースコードについてはこれを改変できるものとします。
- 3. ライセンシーは、オリンパスの事前の承諾がある場合又は本契約で規定されている場合を除き、本件ソフトウェアを、再使用許諾、貸与又はリースその他の方法の如何を問わず、第三者に使用させてはならないものとします。

#### 第5条(知的財産権)

- 1. ライセンシーは、本件ソフトウェアに関する権利(著作権、およびその他の権利を含みますがこれらに限られません)が、全てオリンパスに帰属することに合意します。
- 2. オリンパスは、アプリケーションに関する権利(著作権、およびその他の権利を含みますがこれらに限られません)が、全てライセンシーに帰属することに合意します。 但し、当該アプリケーションの権利について、オリンパスはライセンシーに対し、自己又はオリンパスが指定する第三者(オリンパスの関連会社を含みますがこれらに限られません)への実施許諾及びその条件にかかる協議を申し入れることができ、ライセンシーは、自らが合理的と判断する範囲で、当該申入れに誠実に対応するものとします。

#### 第6条(非保証)

本件ソフトウェアは現状有姿でライセンシーに対して提供されるものとします。オリンパスは、ライセンシーに対して、ライセンシーの使用目的に合致していること、第三者の権利を侵害していないこと等を含め、本件ソフトウェアに関し明示か黙示かを問わず、何らの保証も行わないものとします。本件ソフトウェアを使用したこと及び使用できなかったことに関して、ライセンシー又は第三者に生じた損害については、全てライセンシーが負担するものとし、オリンパスに対して一切の責任及び損害、費用負担(弁護士費用を含みますが、これに限りません)も及ぼさないものとします。

### 第7条(損害賠償)

ライセンシーによる本契約への違反に直接的又は間接的に起因して、オリンパス及びオリンパスの関連会社に損害が生じた場合は、ライセンシーは、オリンパス及びオリンパスの関連会社に対して、当該損害を賠償するとともに、オリンパス又はオリンパスの関連会社において当該損害に伴い発生した費用(弁護士費用を含みますが、これに限りません)を負担するものとします。

#### 第8条(期間および解約)

- 1. 本契約は、ライセンシーが本件ソフトウェアをダウンロードしたときに発効し、いずれかの当事者から解約する旨の通知がない限り有効に存続するものとします。
- 2. オリンパスは、ライセンシーが本契約に定める条項に違反した場合、又はライセンシーによる本契約に基づく権利の行使が、第三者の知的財産権の侵害その他、当該権利行使に適用される個人又は法人が遵守すべき有効な法律、規則および命令等に違反した場合(違反のおそれがあるとオリンパスが合理的に判断する場合を含みます)、本契約を解約することができるものとします。この場合、ライセンシーは、本件ソフトウェアの使用等、本契約に基づき許諾された一切の権利の行使を直ちに取りやめるものとします。
- 3. オリンパスは、本契約の条件を改定する旨及び改定後の本契約の内容を、合理的な方法で周知(オリンパスが自らのホームページに掲載することを含みますが、これに限られません)することにより、任意に本契約の条件を改定することができます。ライセンシーはこの改定に同意しない場合は、本契約の条件改定の発効日前までに、オリンパスにその旨を連絡し、合わせて本件ソフトウェアの使用を中止するものとし、当該発効日以降の本件ソフトウェアの使用をもって、改定後の本契約に同意したものとみなします。

# 第9条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1. 本契約は、抵触法の原則にかかわらず、国際物品売買契約に関する国連条約の適用を除外して、日本法に準拠し、日本法に従って履行及び解釈されるものとします。
- 2. 本契約に起因し又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

2015.6.23 発行